

掛川市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年2月3日

掛川市長 松井三郎

1 変更する字の区域

(1) 大字下俣字十九首裏を大字小鷹町に変更する区域

大字下俣字十九首裏1055の2から1055の9まで、1056の7、1056の16から1056の18まで、1056の20、1056の25から1056の32まで、1056の35から1056の36まで及びこれらの区域に介在する道路又は水路の全部

(2) 大字十九首字十九首を大字下俣字十九首裏に変更する区域

大字十九首字十九首6の1

(3) 大字下俣字十九首裏の小字を字十九首に変更する区域

大字下俣字十九首裏1047の16、1047の50、1047の53から1047の54まで及びこれらの区域に介在する道路の全部

2 変更年月日

平成29年2月4日